

「1者応札・1者応募」に係る改善方策について

競争性のある契約方式（一般競争入札及び企画競争）を採用した契約の中で応札者又は応募者が1者のみであった契約について、応札者又は応募者を増やし実質的な競争性を確保するため、次の改善方策により取り組むこととする。

(1) 周知・検討期間の十分な確保

現在、公告から入札期日までの公告期間については、契約事務取扱細則第11条において10日以上確保すればよいところ、運用上、入札期日前の入札参加申請書の提出期限を公告日から少なくとも10日以上とすることとし、公告期間をおおむね2週間以上確保する。

(2) 準備期間の確保

経常的に発生する業務については、早めに公告や発注を行うことにより、入札希望者が準備期間を十分確保できるよう配慮する。

(3) 履行期間の確保

契約日から納期までの期間を可能な範囲で延長する。

(4) 競争参加者の掘り起こし等

参加事業者をできる限り増やすため、全国中小企業団体中央会や当該業務の事業組合等に入札情報を提供するなど広くPRを行う。

(5) 応募条件、仕様書内容の見直し

応募条件及び仕様書内容について、競争を事実上制限するものがないか、また、理解し易い仕様内容となっているか検討するとともに、類似の契約を行っている他団体の仕様書を参考に見直しを行う。

(6) データ等の提供

過去の事業ノウハウで競争に差が出る場合は、過去の成果報告書やデータを提供する。

(7) 1者応札・1者応募の原因分析

入札関係資料を受領したものの入札等に参加しなかった者へのアンケート等を行い、その結果を踏まえ、以後の入札等に反映させることとする。

(8) 内部チェック体制

総務部総務課は、各部室課が行う契約について、(1)～(7)の取り組みが確実に行われるよう事前に契約方式等についてチェックを行う。